

特定寄附金 募金目論見書
「しがウクライナ避難民応援支援金」の募集について

公益財団法人滋賀県国際協会

1. 募集理由

ウクライナでは、ロシアによる軍事侵攻により激しい攻撃を受け、多数の民間人が死亡し、2022年3月16日時点で310万人を超えるウクライナ人が国外に避難されました。これを受け、日本政府は、在日ウクライナ人約1,900人の知人や親族の短期滞在ビザでの入国を認め、「特定活動（1年、就労可）」の在留資格変更を可能としました。

ウクライナから滋賀県に避難された方に対して、今後中長期的な生活支援をはじめとする様々な支援が必要となることから、その資金として「しがウクライナ避難民応援支援金」（以下、「支援金」）を募集します。

2. 募集総額

25,000,000円

3. 募集期間

2026年3月27日（金）まで

4. 募集対象

当協会会員および趣旨に賛同する法人・団体、個人

5. 支援金使途

滋賀県へのウクライナ避難民の生活支援およびその活動に必要な経費等

6. 支援金受付方法

「募金箱」および「専用銀行口座振込」

（1）募金箱受付方法（募金箱への現金募金）

・ 設置期間 ～2026年3月27日（金曜日）

・ 募金箱設置場所：県内①～⑤の5箇所に設置

滋賀県庁内（大津市京町4丁目1-1）

①本館入口（総合案内）

②新館入口（総合案内）

ピアザ淡海（大津市におの浜1丁目1-20）

③パスポートセンター（1階）

④（公財）滋賀県国際協会（2階）

県立文化産業交流会館（米原市下多良2丁目137）

⑤パスポートセンター米原出張所

(2) 専用銀行口座振込受付方法（当協会の指定口座への振込み）

【振込先口座】：滋賀銀行 県庁支店 普通預金

口座番号 523836

口座名 公益財団法人滋賀県国際協会

*振込手数料は、振込人の負担とします。

7. 税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置（所得控除や税額控除等）の対象です。国税庁の税控除の手続きに従い手続きいただきます。

- ・原則、当協会の窓口で直接現金で寄付いただく場合は、領収書を発行します。

8. 問合せ先

公益財団法人 滋賀県国際協会

〒520-0801 大津市におの浜一丁目 1-20 ピアザ淡海 2階

TEL 077-526-0931 FAX 077-510-0601 E-mail info@s-i-a.or.jp

URL <https://www.s-i-a.or.jp>